

Q2. 子どもの権利を包括的に保障するための子ども政策に関する理念や基本方針を定めた法律（例：子ども基本法）が必要だと思いますか？

自由民主党

○ 子供を取り巻く厳しい環境は、日本社会の存続が危機的状況に直結するという強い認識の下、常に子供の視点・目線で、子供を真ん中に据えた「こどもまんなか」という考え方を根付かせ、子供のための政策のあり方を抜本的に改革するための法律の制定が必要と考えます。

立憲民主党

○ 子どもに関するすべての施策が子どもの最善の利益を目的として行われるための包括的な法整備として、法律を制定する必要があると考えています。

公明党

○ 子どもの幸せを最優先する社会をめざし、子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの権利を保障するための法律として「子ども基本法」（仮称）を制定する必要があると考えます。

日本維新の会

○ 単独親権など、親の都合が優先され、子どものためにならないルールを改善する意味でも基本法は必要である。

日本共産党

○ 日本では、子どもの権利条約が根付いておらず、あらゆるところで子どもの人権問題が軽んじられています。子どもの権利条約を具体化する国内法を整備し、子どもの人権が尊重される社会を目指していくことは必要だと考えます。

国民民主党

○ 子どもの権利保障などについても検討を進めます。全ての子どもが人生の平等なスタートラインに立つための施策が重要です。子どもひとりひとりの人格を大切に、子ども達の声を踏まえて環境を整えていく上で、子どもの権利保証について検討する必要があると考えます。

れいわ新選組

○ 虐待問題などの解決のために、子どもの最善の利益を尊重する必要があり、それは児童の権利に関する条約に即した包括的な基本法が必要である。自治体レベルでの条例は存在するが、国として立法すべき時期に来ている。

社会民主党

○ 日本は1994年に「子どもの権利条約」を批准しましたが、国内法の整備は非常に遅れています。同権利条約の精神が児童福祉法に明示されたのは2016年です。「子どもの権利基本法」（仮称）の制定と子ども庁の創設を車の両輪として推進すべきと考えます。